

## MOT 勉強会レポート第 24 回

### 『システム構築契約におけるユーザーの責任』

2018 年 5 月 24 日(木) 開催

#### 1. はじめに

「MOT 勉強会」2018 年度の 2 回目は、さる 5 月 24 日(木) 19:00 ～ 21:00、中央区京橋プラザ区民館 2 号室にて開催された。

事前に送られてきた講演案内の記載は、以下の通り。

抜粋:

日 時： 5 月 24 日 (木) 19 : 00 から 21:00 まで

場 所： 中央区京橋プラザ区民館 2 号室

(注意：京橋区民館とお間違えないように)

<http://chuo7kuminkan.com/about/kyobashi-p.html>

講 演： 『システム構築契約におけるユーザーの責任』

講 師： 筑波大学 人文社会科学部 法学専攻 准教授 星野先生

内 容： システム構築契約におけるユーザーの責任と題して、法律の観点からのお話しをして頂きます。

現場サイドでは、どうしても開発する仕様や納期に頭がいかってしまい、契約内容に漏れが生じ、後になってから問題となる場合も多く経験してきました。

現場でのご経験されている皆さまからの意見もお聞きしたいということです。

ご興味がある皆さまのご参加をお待ちしております。

尚、講師の星野先生は、昨年 6 月の「LGBT 関連訴訟の現状」

([http://www.fmic.jp/knowledge/mot\\_rpt\\_15.pdf](http://www.fmic.jp/knowledge/mot_rpt_15.pdf))以来約 1 年ぶりのご登壇です。今回の講演レポートも、先生自筆の原稿を拝領できましたので、次ページ以降にそのまま掲載させていただきました。

## 2. システム構築契約の不履行に関する契約当事者の責任配分

筑波大学 星野 豊

大規模システムの構築契約については、近年高額の訴訟が増加しており、ユーザーにとってもベンダーにとっても、慎重な対処が求められるところである。今回の報告では、国立大学法人の運営する病院が、病院管理システムの更新を従来のベンダーに代えて他社に依頼したが、最終的にシステムが完成しなかったことについて、ベンダーとユーザーとがそれぞれ約 20 億円の支払を互いに求めた事案である、旭川地判平成 28 年 3 月 29 日平成 23 年(ワ)99 号・148 号、その控訴審である札幌高判平成 29 年 8 月 31 日平成 28 年(ネ)189 号、その上告審である最高裁第 2 小法廷平成 29 年(受)2156 号（係属中）を紹介する。

X社は、東京都に本社を置くシステム構築・販売等を行う事業者であり、Y大学は、北海道旭川市にある国立大学法人であって、本件病院を運営している。Y大学は、平成 21 年 12 月に、それまで利用していた訴外A社の構築したシステム契約の保守期限が到来することから、競争入札方式により次期システム構築契約の事業者を募集し、平成 20 年 10 月末にX社が落札したが（A社は入札に不参加）、Y大学によるカスタマイズ要望が数百項目に及び、平成 21 年 7 月に「使用凍結」をした後においてもさらに約 170 項目のカスタマイズ要望が寄せられたことに対処できず、約定の納期である平成 22 年 1 月までにシステムを完成することができなかった。Y大学は、途中からX社に対する情報提供等も行わなくなり、平成 22 年 4 月に本件契約を解除し、A社に依頼して従来のシステムを更新して利用することとした。

X社は、システムが完成しなかったことはY大学の協力義務違反及び不当な受領拒絶が理由であるとして東京地裁に提訴したが（東京地裁平成 22 年(ワ)32471 号）、東京地裁は事件を旭川地裁に移送した。また、Y大学も、システムが完成しなかったことが契約違反に当たるとして旭川地裁に提訴し、両事件は旭川地裁で併合された。

旭川地裁は、約 5 年の審理の末、プロジェクトが頓挫した最大の原因は、開発工数がX社の処理能力を超えていたことにあり、X社の債務不履行が認められるが、同時に、Y大学の協力が不十分であったことも一因となっており、責任割合はX社 8 割、Y大学 2 割とすべきである、として、X社、Y大学の双方に対して、それぞれ約 3 億 7000 万円の支払を命じた。

これに対して双方が控訴したところ、札幌高裁は、本件システム開発の遅れはY大学の義務の懈怠及び非協力にあり、解除時までにはシステムは 1 項目を除いて完成していたにもかかわらず、Y大学は一方的に解除したから、Y大学には本件契約上の協力義務違反があり、X社は引渡日にシステムを引き渡さなかった

履行遅滞が認められるが、これはY大学が協力義務に違反したためであるので、X社に責任はない、として、Y大学の請求を棄却すると共に、X社の請求を基本的に認め、約14億円の支払をY大学に命じた。現在、Y大学は最高裁に上告しており、本件は平成30年5月現在、最高裁に係属中である。

本判決は、大規模システム構築契約の失敗に関する事例判決であるが、この種の判決はこれまで東京地裁でしか判決例がなかったところ、東京地裁以外で初めての判決として、今後の動向を予測させる性格を持つものである。また、本件は、ベンダー側が当初東京地裁に提訴していること、控訴審判決段階では、依頼したユーザー側の協力義務違反がプロジェクト失敗の原因であると判示された事例として、重要な実務上の意義を有するものである。

システム構築契約に関する訴訟は、システム関係に必ずしも詳しい知識があるとは限らない裁判所にとっては、対処の難しいものであると言われる。すなわち、用語や契約内容に係る事実の詳細が、裁判所にとって必ずしも容易に理解できない場合がある反面、紛争に関する法律上の論点は理論上極めて単純であって、要するに、履行の程度、契約上の義務の範囲、損害額が争われているだけであるから、特別裁判所を構成する必要は少なくとも理論上はなく、個々の事件における裁判所の訴訟指揮の巧拙が事実上訴訟動向を方向付けるものとされている。また、この種の訴訟は、実質的に争われる対象は契約の内容とその履行の範囲であり、事実認定でほぼ全て決着が付くために、理論上の解釈が争われることがほとんどなく、従って、最高裁判例が出される余地が大きいということも特徴である。

従来は、この種の訴訟については、依頼を引き受ける弁護士が事実上限られていたことも与り、紛争地にかかわらず東京地裁で訴訟が提起される傾向にあったが、本件を機に、今後は全国で同種の訴訟が提起されるようになるかもしれない。もっとも、裁判官の人員が限られる各地の裁判所において、具体的な訴訟運営にどの程度の労力を割くことができるかは何とも言えないところであり、結局、ある程度の事例の蓄積が生じた後に、先例に従った判断がさらに蓄積していくという構造が生ずるものと思われる。そうすると、かかる「事例の蓄積」として裁判所が参照可能となる事案は、要するに判決が下されて終結したものに事実上限られざるを得ないから、和解や取り下げ、あるいは提訴前の示談等を含めた「紛争解決」の全体像との関係がどのようになるかは、やや予断を許さないところがある。

本件以前の裁判例は、前述のとおり東京地裁のものばかりであり、それぞれの事件で争点や進行に関する個性が強いため、どの程度の参考となるかは何とも言えない。実務上の観点からすると、裁判所がシステム構築に関する技術者等を「専門委員」として選任し、専門委員の立会いの下に審理が進められた事案もあ

れば、一方当事者がマスコミに対して情報を広く提供し、社会全体からの関心が高い中で訴訟が進行した事案もある。前述のとおり、裁判所がシステム構築契約の技術的な側面に必ずしも詳しくない場合が多い現状では、専門委員を選任することは裁判所にとっては事実上の安心材料とはなるものの、両当事者が納得するような「公平な」専門委員を選任することは、案外難しい場合が多い。また、現在ではシステム構築に際して開発者側の創意工夫が作用する部分が大いいため、システム全体については技術的な複雑さが増幅する構造となっているが、将来においては、システムが局面ごとにパッケージされ、その組み合わせによって全体のシステム構築をするという状況も十分に予測される。そのような状況の下で生ずる可能性のある訴訟類型としては、パッケージを開発したメーカーの責任が追及される場合や、パッケージの組み合わせにかかる提案を販売者が合理的に行ったか否かという説明義務違反の責任が追及される場合等、システム全体の構造の詳細が正確に理解できなくても解決が可能なものに変化していくように思われ、自動車事故や医療過誤と同様、各分野における「専門家の責任」の一類型としての性格が強くなっていく可能性が高い。また、かつて個別の契約に関する「業者」と「お客様」であったベンダーとユーザーが、「専門家」と「消費者」として実質的に対等な関係へと変化していくことも、この種の紛争が「訴訟」で争われることの原因となっているものと思われる。

本件に対する評価としては、第一審と控訴審とでシステム構築の失敗の責任がどちらの当事者にあるかの判断が異なっているが、紛争発生のおそれは当初から高かったものと評価されている。すなわち、Y大学が従来利用していたのはX社でなくA社のシステムであり、他社システムからの引継に際してのデータ抽出の費用を捻出できず、結果としてX社へのデータ引継に支障が生じたこと、Y大学が途中までコンサルタントを介入させて契約内容の検討をしていたにもかかわらず、途中からコンサルタントが介入しなくなったこと、事実関係で紹介したとおり、Y大学からのカスタマイズ要望が多数出され、かつ、病院現場とシステム契約の統括機関との間で、必ずしも意思が統一されていなかったこと、X社についても、設置したデモ機が予測に反して稼働しなかったり、会議の席上での失言によりY大学担当者らとの信頼関係を徐々に失っていったりしたこと等、実務上他山の石とすべき点は多々あるように思われる。

また、本件では、訴訟進行に関する若干の混乱もあった模様である。すなわち、当初東京地裁に提起されていたX社の訴えが、約半年の審理を経て旭川に移送決定されたことに加え、旭川地裁での審理が比較的長期にわたったため、当初審理していた裁判官が転任により次々と交代し、両当事者担当者による「説明会」を聞いていた裁判官がいなくなってしまう、証人尋問終了後に裁判所から、「双方が訴えを取下げるといって形での和解するのはどうか」という何が言いたいのか

よくわからない打診がなされ、Y大学がこの打診を応諾したとたん、X社がY大学の非協力ぶりを次々と立証し始め、裁判所がやや強引に弁論を終結させたことに対して、一部の準備書面と証拠が不陳述扱いとなったとしてX社が異議を申し立て、不陳述部分は控訴審で提出され、控訴審判決の理由の中で、Y大学の顧客としての非協力ぶりや、クレームの付け方について、A社担当者からX社担当者にあてた供述が一部証拠として採用される等、必ずしも穏やかに審理が進行したわけではなかったようである。

結局、控訴審判決では、Y大学内部の意思統一過程に、問題の根源があったと評価された可能性が大きく、実際、本件ではどのような内容のシステムをどのように構築していくかという、いわば契約のゴールが双方ともに見えていなかったことが、本件訴訟の直接の原因となっているものと思われる。そして、契約のゴールを設定するのは、システム構築に際して提案をするベンダーではなく、システムを自己のために利用するユーザーの方であると考えられるから、ユーザーの非協力が本件システム契約の失敗の原因となったと判示した控訴審の判断は、基本的に支持されるべきであろう。具体的な対処としては、入札時にベンダーの候補者に対して開示される要件定義書に、ユーザー側の要望事項をやや詳細に列挙しておくことが合理的であると考えられるが、あまりに詳細すぎる要望事項は、事実上、特定のメーカーの設計する特定のシステムを指すものと変わらなくなり、公的機関としての「中立性」を疑わせるおそれもないではないため、実務上のバランスが難しいところではある。また、本件ではY大学病院内部で、部門相互の連携が明らかに取れていない感が強く、その調整をX社に担わせるのはいささか酷と思われるが、医師、看護師、薬剤師の相互関係が、この20-30年間で大きく変化し、各部門がそれぞれ専門家分業化していることを考慮すると、本件訴訟は、実に様々な事情が複雑に交錯した結果として生じた、極めて不幸な一事例としての性格を強く持つものと言えなくもない。

Y大学は現在、最高裁に上告受理申立をしており、その理由として、プロジェクトマネジメント義務の解釈について、証拠の摘示が曖昧であり、「弁論の全趣旨」が多すぎる、カスタマイズ義務の認定が誤っている、要件定義書提出義務に関する判断は商慣習違反である、プロジェクト失敗の責任配分が不当である、としているが、最高裁がこれにどのように判断し、あるいは判断せずに上告を不受理とするかは、現時点では定かでない。但し、前述のとおり、証拠の適示の仕方は手続に関する法律上の判断の一種であるが、その他の義務内容の認定は全て事実認定の範疇に属すると考えられるため、最高裁がY大学の上告受理申立を受け容れる可能性については、かなり厳しい予測を立てざるを得ないように思われる。

以上

(監修 加藤美治、執筆 星野豊、編集 石垣純)